

保護者各位  
学園長 様

群馬県立しろがね特別支援学校長

学校保健安全法で予防すべき感染症と出席停止について

下記感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。感染拡大防止のため治癒するまで登校を控えてください。

また、治癒して登校する際には、下線以下の治癒証明書の提出が必要となりますので、よろしくお願ひいたします。

記

第一種	感染症予防法第6条に規定する一類並びに二類感染症
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。） 百日咳 <sup>せき</sup> 麻しん（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他（ ）

\* 学校保健安全法による分類

----- キ リ ト リ -----

治癒証明書

群馬県立しろがね特別支援学校長 様

年 組 氏名

上記の者は、学校保健安全法に定められた感染症（ ）に罹患しました。感染拡大防止のため、次の期間出席停止が必要であると診断しました。

また、治療の結果、上記の病気は治癒したことを証明します。

<出席停止期間> 月 日 から 月 日 まで

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 印